

県民による森づくり提案事業費補助金(県民実践活動事業)実施要領

第1 趣 旨

この要領は、富山県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第21条及び水と緑の森づくり事業費交付金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づき、県民による森づくり提案事業のうち県民実践活動事業（以下「提案事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 提案事業の要件等

1 対象となる事業

富山県森づくりプラン（平成28年9月策定）の趣旨に沿った森林内での活動を主とし、下記のうち1つ以上を目的とするもの。

- (1) 県民協働による森林の整備を推進する事業
- (2) 県民の森づくりに対する意識の醸成を図る事業
- (3) 木竹等の森林資源の利活用を促進する事業
- (4) 森林空間の利活用を推進する事業

2 提案者の資格

次の要件をすべて満たしている団体とする。

- (1) 提案した事業を団体の構成員（以下「会員」という。）自らが実施することができる団体
- (2) 規約等を有し、代表者が明らかな団体
- (3) 会計経理が明確である団体
- (4) 営利を目的として森づくりに関する活動を実施する団体等でない団体
- (5) 国、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める地方公共団体及びそれらの外郭団体（以下「地方公共団体等」という。）、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等でない団体
- (6) 法令、条例等に違反する活動若しくは公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない団体
- (7) 1つの団体が提案事業で補助を受けることのできる回数は通算して3回程度とする。

ただし、会員外から参加者を募り、①別表1で示した「とやま森林浴の森」を活用した森林教室^{*1}を実施する事業又は、②児童や学生を対象に森林内での森づくり体験活動を実施する事業については、この限りでない。

※1 森林・林業に関わる簡易な体験学習（シイタケ植菌、木工教室、クラフト教室、樹木観察など）

3 提案事業の要件

次の要件をすべて満たした事業とする。なお、1つの団体が提案できる事業は、1年度につき1件とする。

- (1) すべて県内で実施する事業であること。なお、整備や利活用の対象とする森林は森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する民有林とする。
- (2) 営利を目的としない事業であること。
- (3) 地方公共団体等から委託又は助成等を受けない事業であること。
- (4) 採択が決定された後に実施することができる事業であること。
- (5) 実施年度の2月末までに完了できる事業であること。
- (6) 原則として過去に同一事業内容かつ同一事業地で提案事業による補助を受けていない事業であること。
- (7) 関係する土地や立木の所有者の承諾及び地元自治会等の同意を得ている事業であること。
- (8) 第2の1(4)の事業は下記の内容とし、行事を開催する際は会員外から広く参加者を募ること。
① 健康プログラム（森林浴や森林セラピーなど）

- ② 森林スポーツ（トレイルランニングやツリークライミングなど）
- (9) 第2の1(4)の事業は、行事の開催に合わせて下記のうち1つ以上を実施し、行事の参加者に県の森づくりの取組を広報すること。
- ① チラシ等の配布
 - ② パネル等の展示
 - ③ 出前講座の開催
 - ④ その他森づくり活動への参加をPRできるもの

第3 提案事業の採択等

1 審査及び採択

前条に掲げる要件等について審査のうえ、県が予算の範囲内において採択を決定する。

2 公表

審査及び採択結果については、応募のあった団体に通知するとともに、採択した提案事業について公表するものとする。

第4 応募方法等

1 提出書類

- (1) 県民による森づくり提案事業 県民実践活動事業提案書（様式第1号）
- (2) 提案事業実施箇所位置図（1/50,000程度）、詳細図（1/5,000程度）（任意様式）
- (3) 団体の規約及び役員・会員の名簿（任意様式）

2 募集期間

事業実施年度の前年度の2月中旬から別途定める期日までとする。

3 提出先

〒930-8501 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階

富山県農林水産部森林政策課 森づくり推進班（TEL 076-444-3385）

4 提出方法

提案内容等を聞き取りするため、原則として前項の提出先に直接持参すること。

なお、受付時間は、原則として、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

第5 提案事業の実施

1 補助金の交付

県は、第3第1項により採択した提案事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費

補助対象経費の内訳・基準は別表2のとおりとし、次に掲げる経費については補助対象としない。

また、他の事業により実施されることが適當と判断される経費については補助対象としない。

なお、審査結果等によって補助対象経費を調整する場合がある。

(1) 土地等の購入経費

(2) 実施団体の経常的な運営経費

(3) 実施団体の会員への報償費

(4) 実施団体及び会員が所有する機材の借上げ料

(5) 営利を目的とする活動に要する経費

(6) 提案事業を通算し3回実施後に、会員以外から参加者を募り「とやま森林浴の森」を活用した森林教室を実施する場合及び、児童や学生を対象に森林内での森づくり体験活動を実施する場合の施設・設備・備品の製作等に要する経費

(7) 第2の1(4)の事業を実施する場合の会員等活動費

(8) その他補助することが適當でないと認められる経費

3 補助金の額と補助率

- (1) 補助金の額は、原則として1件あたり500千円を上限とする。ただし、かつ、知事が認めた事業にあっては、1,000千円を上限とすることができるものとする。
- (2) 補助率は次のとおりとする。

補 助 率	補助対象経費20万円以下の部分	補助対象経費の10/10以内
	補助対象経費20万円を超える部分	補助対象経費の3/4以内

ただし、第2の1(4)の事業の補助率は、3/4以内のみとする。

4 補助金の申請

実施団体は、第3第2項の通知で指示のあった日までに、交付規則及び交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。

なお、補助金交付申請にあたっては次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第2号の1（交付規則様式第1号））
- (2) 事業計画書（様式第2号の2（交付要綱様式第1号の4(ア)））
- (3) 収支予算書（様式第2号の3（交付要綱様式第1号の4(イ)））
- (4) 事業実施箇所位置図（1/50,000程度）、詳細図（1/5,000程度）（任意様式）
- (5) 土地使用承諾書（参考様式 様式第2号の4）
- (6) 事業実施同意書（参考様式 様式第2号の5）

5 補助金の概算払

- (1) 知事は、提案事業の円滑な遂行を図るために必要と認めるときは、実績に応じ、交付決定額の10分の9を限度として、補助金の概算払をすることができる。
- (2) 前号の概算払は、6月、8月、10月、12月、2月に行うものとする。
- (3) 実施団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

6 事業の着手

実施団体は、補助金の交付決定前に事業に着手してはならない。ただし、当該年度の4月1日以降、知事に着手届（様式第4号）を提出し、許可を得た場合はその限りでない。

7 事業の辞退

実施団体は、やむ得ない理由により提案事業の実施を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

なお、特別な理由がなく、第4項で定められた期間内に補助金交付申請がなされなかった場合は、提案事業の実施を辞退したものとみなすこととする。

8 指導及び確認

- (1) 知事は、必要に応じて、提案事業の実施場所を所管する農林振興センター所長（以下「所長」という。）に指導及び事業実行状況の確認を求めるものとする。
- (2) 所長は、前号の確認を行った場合は、速やかに確認報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 実施団体は、第1号による指導があった場合は、それに従わなければならぬ。また、同号による確認に立会わなければならない。

9 書類の作成

実施団体は、提案事業の経理について、他の経理と区分してその収支を明らかにしておかなければならぬ。また、次の書類を作成し、補助金等の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

- (1) 活動報告書及び活動参加者名簿（参考様式 様式第7号）
- (2) 事業経費の支出に関する書類の原本
ア 請求書及び領収書
イ 見積書（1件の金額が10万円を超える場合のみ。）原則として3者以上
- (3) 活動記録写真

10 事業実施状況の報告

知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、実施団体に対して10月末時点での事業の実施状況について事業実施状況報告書（様式第8号（交付要綱様式第3の1））により報告を求めることができる。

第6 提案事業の完了及び確認

1 事業の完了

実施団体は、2月末日までに事業を完了しなければならない。

2 事業実績の報告

実施団体は、事業完了後、事業完了日から起算して1箇月を経過した日、または2月末日のいずれか早い期日までに、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

ただし、2月末日が閉庁日の場合は、それ以前の開庁日までとする。

(1) 事業実績報告書（様式第9号の1（交付規則様式第3号））

(2) 事業成績書（様式第9号の2（準交付要綱様式第1号の1(ア)））

(3) 収支清算書（様式第9号の3（準交付要綱様式第1号の1(イ)））

(4) 電子媒体に記録した活動記録写真（CD-R等）

(5) 活動報告書及び活動参加者名簿（参考様式 様式第7号）

(6) 事業経費の支出に関する書類の写し

3 事業完了の確認

知事は、前項の報告を受けた場合は速やかに事業完了確認を行うものとする。

第7 実績等の公表

知事は、すべての提案事業完了後、実績報告に基づき、提案事業の実績や成果等を公表するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、提案事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第2の2関係)

「とやま森林浴の森」

No	森林浴の森名称	市町村	所在地	所管
1)あさひ城山	朝日町	朝日町宮崎	朝日町	朝日町
2)三峯グリーンランド	朝日町	朝日町笹川	朝日町	朝日町
3)舟見ふるさとの森	入善町	入善町舟見	入善町	入善町
4)松尾金比羅社の森	黒部市	黒部市宇奈月町下立	黒部市	黒部市
5)うなづき湖周辺森林浴の森	黒部市	黒部市宇奈月町馬瀬谷・大尾	黒部市	黒部市
6)嘉例沢森林公園	黒部市	黒部市嘉例沢峰平	黒部市	黒部市
7)天神山	魚津市	魚津市小川寺	魚津市	魚津市
8)升方城址	魚津市	魚津市升方	魚津市	魚津市
9)行田公園	滑川市	滑川市上小泉	滑川市	滑川市
10)さつか・おおやま	上市町	上市町眼目	上市町	上市町
11)馬場島	上市町	上市町伊折	上市町	上市町
12)大観峰自然公園	立山町	立山町四谷尾・虫谷	立山町	立山町
13)大辻山山麓森林公園	立山町	立山町芦嶋寺	立山町	立山町
14)称名渓谷	立山町	立山町芦嶋寺	富山森林管理署	富山森林管理署
15)立山美女平	立山町	立山町芦嶋寺ブナ坂	富山森林管理署	富山森林管理署
16)とやま健康の森グリーンパーク吉峰	立山町	立山町吉峰	立山町	立山町
17)あわすの平	富山市	富山市亀谷・栗巣野・極楽坂	富山市	富山市
18)ありみね	富山市	富山市有峰	県	県
19)浜黒崎海岸松林	富山市	富山市浜黒崎	富山市	富山市
20)吳羽丘陵	富山市	富山市吳羽町	富山市	富山市
21)古洞森林水公園	富山市	富山市三熊	富山市	富山市
22)寺家公園	富山市	富山市寺家	富山市	富山市
23)猿倉山森林公園	富山市	富山市舟倉	富山市	富山市
24)常虹の滝	富山市	富山市猪谷	富山市	富山市
25)割山森林公園天湖森	富山市	富山市割山	富山市	富山市
26)婦中町自然公園	富山市	富山市婦中町新町・羽根長沢	富山市	富山市
27)ねいの里の森	富山市	富山市婦中町吉住	県	県
28)城ヶ山公園	富山市	富山市八尾町城ヶ山	富山市	富山市
29)21世紀の森	富山市	富山市八尾町杉ヶ平	県	県
30)牛岳自然の森	富山市	富山市小谷	富山市	富山市
31)新港の森	射水市・高岡市	射水市作道・二の丸・姫野・金屋	県	県
32)太閤山ランド	射水市	射水市黒河	県	県
33)薬勝寺池公園	射水市	射水市中太閤山	射水市	射水市
34)二上山	高岡市	高岡市二上山	高岡市	高岡市
35)太田自然休養村の森	高岡市	高岡市太田	高岡市	高岡市
36)高岡古城公園	高岡市	高岡市古城	高岡市	高岡市
37)三千坊の森	高岡市	高岡市山川	高岡市	高岡市
39)森寺城跡公園	氷見市	氷見市森寺	氷見市	氷見市
40)臼ヶ峰園地	氷見市	氷見市床鍋	氷見市	氷見市
41)西山森林公園	高岡市	高岡市西五位・赤丸	高岡市	高岡市
42)五位ふれあいの森	高岡市	高岡市五位	高岡市	高岡市
43)城山メレヘンの森	小矢部市	小矢部市城山	小矢部市	小矢部市
44)くりから史跡の森	小矢部市	小矢部市埴生	小矢部市	小矢部市
45)となみ増山城跡公園	砺波市	砺波市増山	砺波市	砺波市
46)県民公園頼成の森	砺波市	砺波市頼成	県	県
47)グリーンシャワーの降る森	砺波市	砺波市湯谷・湯山	砺波市	砺波市
48)閑乗寺公園	南砺市	南砺市井波外2入会	南砺市	南砺市
49)八乙女山の森	南砺市	南砺市井波外4入会	南砺市	南砺市
50)安居の森	南砺市	南砺市安居	南砺市	南砺市
51)つくばね森林公園	南砺市	南砺市蓑谷・林道	南砺市	南砺市
52)桜ヶ池公園	南砺市	南砺市立野原	南砺市	南砺市
53)医王山	南砺市	南砺市館	南砺市	南砺市
54)中村合掌文化の森	南砺市	南砺市利賀村上百瀬中村	南砺市	南砺市
55)ロンレー東山の森	南砺市	南砺市利賀村岩淵・上畠・坂上	南砺市	南砺市
56)山の神ブナ原生林	南砺市	南砺市利賀村阿別当	南砺市	南砺市
57)五箇山合掌の森	南砺市	南砺市相倉・上梨・田向	南砺市	南砺市
58)ブナオ	南砺市	南砺市西赤尾	南砺市	南砺市

別表2（第5の3関係）

補助対象経費

科 目	内 容	単価	基 準 等
報 償 費	講演会やシンポジウム等の外部講師、専門技術や安全管理等の外部指導者への謝礼、	定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内講師等は1人あたり10,000円を標準とし、20,000円/日を上限とする。 ・ 中央講師等は1人あたり50,000円を標準とし、100,000円/日を上限とする。
旅 費	講師・指導者の旅費及び講師及・指導者との打合せ旅費	実費 又は 定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関利用：実費 ・ 車：1kmあたり37円を上限とする。
需 用 費	消耗品	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の内容との関係が明確な経費のみ補助対象とする。 ・ 役務費のうちの材料加工、機械作業等経費は、原則として提案事業における会員活動を補助するものであって、かつ専門機械や専門技術を要するもののみ補助対象とする。
	燃 料		
	印 刷 製本費		
	資材費		
	役 務 費		
使 用 料 及 び賃借料	会場使用料、機械借上料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の活動に要する経費（交通費、湯茶代等）については、「会員等活動費」として、1人1日当たり1,100円（ただし、作業用機械、資材運搬車両の提供があった者は2,000円）を上限に認める。 ・ 会員とともにボランティア等として作業に参加する者の活動に要する経費についても「会員等活動経費」として認める。 ・ 会員以外を対象とした活動における簡易な作業への参加者については、湯茶、味噌汁代の実費のみを経費として認める。 ・ 事業実施のための手続きや会員への連絡、打合せ等に要する事務的経費については、「事務諸経費」として10,000円を上限に認める。
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	実費 又は 定額	

【経費の上限】

次に係る経費については、以下のとおり上限を設ける。

- (1) 広告・宣伝等に要する経費は、補助対象経費の1/5相当額。
- (2) 施設・設備・備品の製作等に要する経費のうち、会員の活動に要する経費を除く経費は、補助対象経費の1/2相当額。